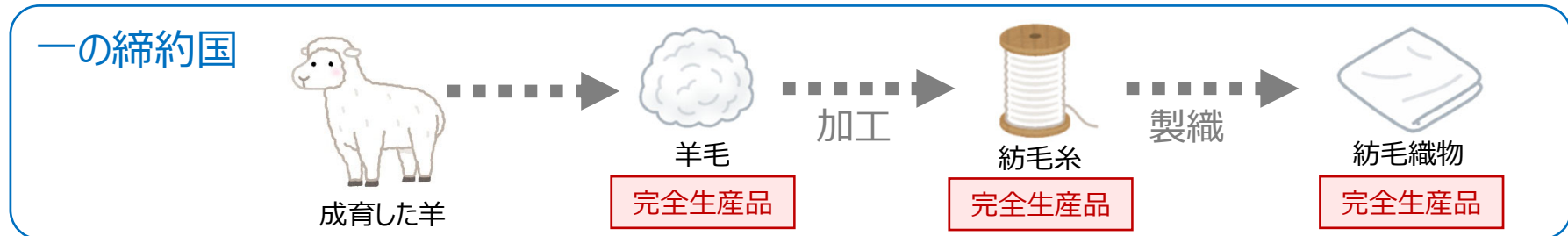


RCEP協定フォローアップセミナーQ&A No.21 参考資料

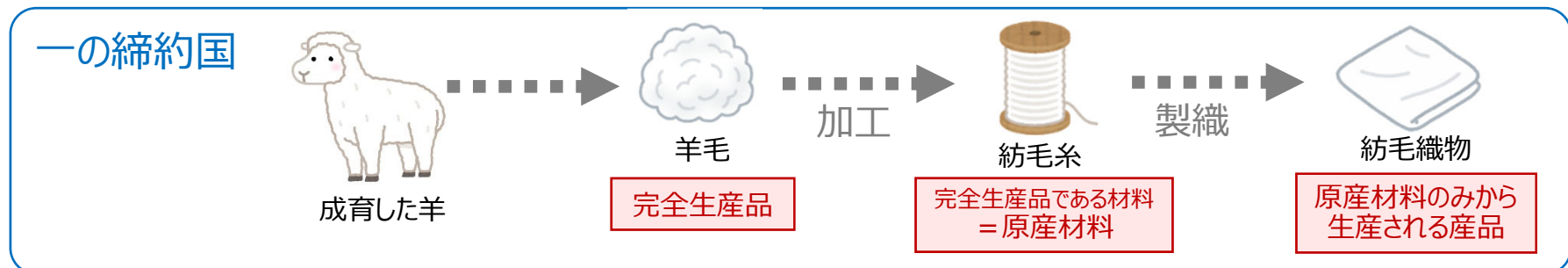
例：一の国で成育された羊から得られた羊毛（HS51.01）のみから当該一の国で生産された紡毛糸（HS51.06）のみを製織した紡毛織物（HS51.11）

RCEP協定 第3・2条(a) 完全生産品



RCEP協定 第3・2条(b) 原産材料のみから生産される産品

※第3・1条 (I) 「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。



RCEP協定フォローアップセミナーQ&A No.24・25 参考資料

原産地規則ポータル掲載

不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い

https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf

不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い

原産地証明書又は原産品申告書については、記載事項漏れなど不備がないことが原則になりますので、輸入申告にあたっては、各原産地証明書の記載要領をご参照ください。

記載事項漏れなどの不備があった場合でも、原産地証明書等の真正性に疑義はなく、輸入貨物の原産性が確認できる限り、税関で軽微な誤りと判断し、原産地証明書等は有効と取り扱います。

◦ [＜重要＞「不備のある\(EPA/GSP\)原産地証明書等の取扱い」について（ご利用になる前にお読みください。）](#)

◦ [不備のある経済連携協定（EPA）原産地証明書等の取扱い](#)

◦ [不備のある一般特恵](#)



分野	記載項目	不備の内容	留意点	
その他		表題部における発給国の脱落	有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限る。
		遡及発給の文言の脱落		
		再発給の文言の脱落		
申告貨物との同一性	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合（文書による原産地に関する事前教示を取得している場合を含む。）に限る。但し、複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査官等に相談してください。
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落		
		輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落、「To order」の記載しかない		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落（メーカーズインボイス番号の記載を含む）		
		インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落		
	数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違		
	包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落		
品名	インボイスとの相違又は脱落（※）			
貨	HS番号（スイスは記載）	輸入申告における適用税番との相違	原則無効ただし、輸入者が資料に基づいて原産品であることを	相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査官等に相談してください。

**【輸入者の書類保存義務】
選択した証明制度と保存書類**

■ **第三者証明制度、認定輸出者制度**

原産地証明書、認定輸出者による原産地申告

■ **輸出者又は生産者による自己申告制度**

原産品申告書及び

申告書作成者等から提供を受けている産品が原産品であることを証明するために必要な追加的な資料

（「RCEP原産国」の決定に係る確認書類を含む。）

■ **輸入者による自己申告制度**

原産品申告書を含め、

産品が原産品であることを証明するために必要な全ての記録

（「RCEP原産国」の決定に係る確認書類を含む。）

【輸入者の書類保存義務】 産品が原産品であることを証明するために必要な書類

■ 完全生産品(WO)

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

■ 原産材料のみから生産される産品(PE)

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等

■ 品目別規則を満たす産品

a. 関税分類変更基準 (CTC)

総部品表又は材料一覧表 (HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

b. 付加価値基準 (域内原産割合) (RVC)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

c. 加工工程基準 (化学反応) (CR)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

■ その他の原産性の基準を適用する場合

原材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸入しようとする産品が協定に規定する原産性の基準 (累積、僅少の非原産材料等) を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料

【輸入者の書類保存義務】
RCEP原産国の決定に係る確認書類

- (1) 第2・6条2 付録に掲げる100品目に該当しない原産品
 - 原産材料のみから生産される産品であり、輸出締約国において軽微な工程以外の生産工程が行われているもの
輸出締約国において軽微な工程以外の生産行為が行われていることが確認できるもの。
(例) 製造工程フロー図、生産指図書等
 - 完全生産品又は品目別規則を満たす産品
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。
- (2) 第2・6条3 付録に掲げる100品目に該当する原産品で、輸出締約国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であるもの
輸出締約国における付加価値が産品の価額の総額の20%以上であることが確認できるもの。
(例) 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等
- (3) 第2・6条4 (1)(2)でRCEP原産国が決定されない産品
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等
- (4) 第2・6条6 輸入者が選択するルール
 - (a) 「原産材料を提供した締約国」に適用する税率のうち最高税率
原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国が確認できるもの。
(例) 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等
 - (b) 「全ての締約国」に適用する税率の中で最高税率
原産品であることを証明するために必要な書類以上の追加的な保存は不要。

RCEP協定フォローアップセミナーQ&A No.30・31・32 参考資料

https://www.customs.go.jp/roo/2_leaflet_tokukei_sekisou.pdf

特惠税率の適用における「積送基準」について

- 「積送基準」とは、特惠税率の対象となる原産国が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準のことをいいます。
- 第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類（運送要件証明書）の提出が必要となります（課税価格の総額が20万円以下の場合を除く）。

(1) 「積送基準」とは

経済連携協定（EPA）又は一般特惠関税制度（GSP）を利用して特惠税率の適用を受けるためには、①第三国を経由することなく原産国から本邦に直送されるか、又は②第三国を経由する場合には、当該第三国において税関の管理下に置かれ、かつ、積替え、一時設置等の許容された作業のみが行われたことが条件となります。



～「運送上の理由」について～

第三国を経由する場合、GSPについては、原則として、「運送上の理由」が必要となります。「運送上の理由」とは、原産国が内陸国である場合や我が国への直接の輸送方法がない場合等で、第三国を経由して本邦へ運送せざるを得ない場合のことを指します。ただし、「運送上の理由」によらず、第三国で一時設置や展示会への出品等を行った場合であっても、原産国から当該貨物を輸出した者により、当該第三国から本邦に輸出される場合は、積送基準を満たすこととなります。

一方、EPAについては、「運送上の理由」がない場合（例えば、運送上の理由なく、商機や管理コスト等を踏まえ第三国に一時的にストックしている場合）であっても積送基準を満たすこととなります。

(2) 運送要件証明書の提出

第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、課税価格の総額が20万円以下の場合を除き、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類（①通し船荷証券、②経由国の税関等が発給した証明書、又は③その他税関長が適当と認める書類）の提出が必要となります。

(参考) 「積送基準」に関するQ&A

Q.1

「運送上の理由」は特段ないが、貨物は管理コストの安い第三国にて一時設置し、商機を見て日本へ輸入することとしている。原産国から一時設置する第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていなくても、EPA税率の適用は利用可能か。

A.1

EPAの積送基準においては、GSPと異なり「運送上の理由」による要件がないため、貨物を第三国でストックし商機を見て輸入しても、第三国で一時設置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすこととなります。ただし、EPAの利用に当たっては、多くの協定で原産地証明書が必要となりますが、原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得していた必要があるため、実際上は原産地証明書の取得が難しく、第三者証明制度の下での利用は困難と考えられます。なお、日豪EPAで採用されている自己申告制度に基づく原産品申告書等の場合には、輸出後に作成することも可能です。

Q.2

運送要件証明書について、経由国の当局が非加工証明書を発行しておらず、また、運送の契約上、通しB/Lも発行されない。第三国において積替え以外の作業は行われていないことは確認できるが、EPAの積送基準を満たすための「税関長が適当と認める書類」として、具体的にはどのような書類を提出すればよいのか。

A.2

運送要件証明書は、原産国の産品が、第三国の税関管理の下、特段新たな加工がされることなく、我が国に輸入されていること（GSPの場合には更に運送上の理由があること）を税関が確認するために求めています。従って、「税関長が適当と認める書類」とは、例えば、積替地等について原産地証明書へ記載すること、原産国から我が国への貨物の流れや同一性を確認するための原産国から第三国、第三国から我が国への運送関係関連書

類（船荷証券等）、第三国で新たな加工がなされていないことを証明するための倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類、税関管理下の保税地域への搬出入記録等の提出が考えられます。また、提出書類は個別事案に応じて異なりますので、該当事例があった場合には、各税関の原産地調査官部門にご相談ください。事前指示制度の利用も可能です。

Q.3

「積送基準」の具体的な手続等について知りたい場合はどうしたらよいか。

A.3

下記の各税関の原産地調査官までお問い合わせください。

積送基準を含む原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkcd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanshi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

税関ホームページ 原産地規則ポータル: (<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

積送基準を満たすことを証明する書類（運送要件証明書）

- 輸送途上で第三国を経由する場合、積送基準の要件を満たすことを証明する書類を輸入締約国の税関に提出する必要がある。
- 日本への輸入においては、関税法施行令第61条第1項第2号ロに規定する「運送要件証明書」となり、具体的には以下のような書類となる。
 - ・ 通し船荷証券の写し
 - ・ 税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
 - ・ その他の税関長が適当と認める書類

（例） 輸出締約国から第三国及び第三国から日本への運送関係関連書類（船荷証券等）
倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類
税関監督下の倉庫への搬出入記録の写し等
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。

第三国（非締約国又は中間締約国）を経由する場合



第三国において、更なる加工が行われていないこと & 税関当局の監督の下に置かれていたことを証明する書類を日本税関に提出する。